

海外重要新聞

(第二十集)

昭和二十二年四月十日
理 財 新 聞

〔第一〕 米 国

(その一) 米国における産業の民主化

(A) 産業民主主義思想の抬頭

(B) 従業員代表制度

(C) 利潤分配制度

(D) 米すび

(その二) 米国最近の労働事情

(A) 労働組合の動向

(B) 労働攻勢に対する専業主業家の態度

(C) 労働攻勢に対する政府及び議会の態度

ニートール政策からの転換



一 頁
一 頁
一 頁
一 三 頁
一 三 頁
一 七 頁
二 〇 頁



(D) スルツギンク研究所発表の増働政策 二四頁
(E) むすび 二七頁

〔第二〕 英 国

(次の一) 一九四六年の貿易概況と今後の貿易政策 二九頁

(A) 一九四六年の貿易概況 二九頁

(B) 戦後過渡期の国際收支 三二頁

(C) 今後の貿易政策 三六頁

(次の二) 最近の印度における銀問題 三七頁

(A) 銀の国際取引 三七頁

(B) 銀の国際取引における各国の得失 三七頁

(C) 印度の金銀輸入禁止措置 三九頁

(D) ニューヨーク及びロンドン市場における銀塊相場の変動 四〇頁

〔第三〕 欧 洲

一 の 出

(次の一) フランスの第二次物価引下げ措置と経済情勢 四三頁

(A) 序 四三頁

(B) 両措置実施の条件の相異 四四頁

(C) 債銀問題 四六頁

(D) 国策財政 五〇頁

(E) フランスの経済危機 五一頁

〔第四〕 東 亞

(次の一) 台湾暴動事件と台湾の経済復讐計画 五五頁

(A) 序 五五頁

(B) 暴動事件の推移 五六頁

(C) 暴動事件の原因 五七頁

(D) 暴動事件の反響 五八頁

(E) 当局のとつた措置 五九頁

(F) 国府の暴動に対する情勢判断

六一頁

(G) 台湾の工業建設の現状

六二頁

(H) 結語

六六頁

(イの二) フランスの対華棉花供給状況

六七頁

(A) フランスの予算不足と中国に対する影響

六七頁

(B) 中国政府の要請とフランスの受諾

六八頁

(C) 対華救済物資供給計画の総額

六八頁

(D) 対華棉花供給総額

六九頁

(E) 対華棉花追加資金

六九頁

(第一) 米 国

(イの二)

(A) 産業民主主義思想の出現

労働者制の意向を企業経営に反映せしめることにより、労資の対立と利益を調整せしめようとする企業連帯民主化の思想は第一次大戦前後より発生した。

その発生の主な理由は次の如くであらう。

(一) 第一次大戦中労働組合は産業林戦を行ひ、階級闘争を停止し積極的に企業主に協力したこと。

(二) 政府、資本家が労働者の政治的革命運動の妥協策として労資協調主義を提唱したこと。

(B) 従業員代表制度

労資協調主義の具体的現れとしての従業員代表制度は米国においては一九一一年に工場委員会として発足した。

(一) 工場委員会の沿革

(一) 工場委員会は一九一一年ファイナルファイア副産度運輸会社に設置され、以後で一九一三年にはコロラド燃料及び鉄会社に設けられた。

(二) 前大戦中と労働省は争議防止、生産奨励政策として工場委員会の設立を奨励した。

(三) 工場委員会は企業主の自由意志により設立、改称される私的機関であつたため、委員会の決議実行力を弱め、往々にして企業主側は不利な決議を回避する傾があつた。

(四) 従つて急進的労働組合はこれを労働者の懐柔機関であると排撃し最近に至るまで大した発展をみなかつた。

(五) 一九三〇年の第二回産業大会決議

(イ) 第一回産業大会においては従業員代表制度の否認を宣言したが労働問題の尖锐化につれて遂に従業員代表制度を承認するに至つた。

(イ) 決議の内容

ニの州

(一) 労働間の正統な関係は工場内に機関を設立することによつて招来される。

(二) 工場委員会の目的は労働の利害を一致せしめ、両者の能力により労働間にほかい両保を實現せんとするものである。

(三) 一九三〇年代にはインターナショナル・ハーベスター会社、スタンダード石油会社、ゼネラル・エレクトリック会社、ベツレーム製鋼会社、クットイマ・タイマ・ゴム会社等の大会社にも工場委員会が設立された。

(四) 一九四五年度の印刷機のアメリカ産業平利のための労働協定書

(イ) 本協定は労働問題の尖锐化に伴ひ商業会議所会頭エリック・ジョンストン、O. O. 会長フイリップ・ミコレイ、A. F. L. 会長ウイリガム・クリントン等によつて宣言された。

(ロ) この協定の條項中で次のことが確約された。

(一) 産業資本家は労働者の組合組織及び団体交渉に関する基本的権利に法律上の規制を加えることなく、これを保障することを公約する。

名 労働者の紛争を調停するため、労働代表からなる委員会を設置する。

(二) 従業員代表制度の概要

(一) 従業員代表制度の目的

(イ) 労働者と経営者との関係の公正化を促進すること。

(ロ) 労働者の不平、不満に対し正しい考慮を拂ふよう保証すること。

(ハ) 労働者が自己の労働条件をコントロールする場合、適切な意見を呈するが、その代表制度によりその目的が与へられること。

(ニ) 傾銀、労働時間、労働条件、その他労働双方に利害関係ある事項に関し、雇主と被雇者とは団体交渉を行ふ要機を俵る。

(ホ) 経営者側と労働者側とが互ひに情報を交換し、相互の理解を深める。

(ヘ) 道義を確立し愛社心を昂める。

(ト) 能率増進と経営の経済化。

(三) 従業員代表制度の形態

三
の
外

(イ) 政治機構型

(a) 普通、上院(社長その他幹部社員)と下院(顧問、全労働者もしくは選挙による労働者代表)よりなる。

(b) 場合によつては政府(経営責任者)によつて構成)とかわなる。

(ロ) 工場評議会型

(a) これは前型における「政府」がなく、運営は主として労働共同委員会、労働政議会並びに労働者代表と幹部社員との直接交渉によつて運営される。

(b) 前述の政治機構型は漸次その数が減少し、重要性は失はれつつある。

(三) 従業員代表制度運営の要諦

(イ) 公正であること。

(ロ) 起り得べき亂雑の果敢を迅速に論議すること。

(ハ) 従業員に会社の業務内容に関する知識を熟知せしめること。

(C) 利潤分配制度(フビイット・シェアリング)

大

労働者の経済的地位の向上を計ると共に生産意欲を促進せしめるため労賃改訂の一手
段として利潤分配制度は第二次大戦中に非常な発展をみせた。

(一) 第二次大戦中における利潤分配制度発展の理由

(1) 政府の事業受託制度の下では事業収益の一部に対し税金の免除が行はれた。

(2) 更に従業員に対する収益分配は普請行勘とみなされた。従つて所得税法の「普請
は課税の対象とならず」との規定が適用され、被雇労働者も現実に収益の支拂さうけ
る定は所得税を納めずに済んだ。

(3) 故に本制度は現在において普償銀の恒久維持を要求する労働組合側の要求に
対する一つの解決の方向を不啻とするのである。

(二) 戦後本制度衰退の理由

戦時中利潤分配制度を採用した事業会社のうち約六割はこれを放棄した。理由は左
の如くである。

(1) 本制度に対する雇労働者側及び被雇労働者側の不満(約二割五分)

三の内

① 会社に収益がなくなつたこと及び会社所有者の変更(約三割)

(2) 前者の場合は殆んど従業員側の企業に対する不理解と買収の循環の収益に及ぼす
影響に因する契機に起因しているようである。

(3) 結局、本制度は事業が繁栄している限り巧くゆくが、収益が減少したり、なくな
つたりするに、従業員側にとり不満足なものとなる。従つて本制度だけで労働不安を
回避することは難かしい。

(三) 本制度の基礎的條件

(1) 現在迄の経験からみて本制度は労働関係調整の適当な代案としては実現性はない。
労働保険、労働年金等のような被雇労働者の福祉増進策の一として採用されるべき
であるとの結論に達している。

(2) 即ち最も成功した若干の例は事業主が被雇労働者に対する利潤配当を蓄積し退職乃
至累恩の場合にのみ支拂ふと言ふ方式を採用した場合であつた。

(3) 成金の例からみて本制度の基礎的條件として次の事項があげられる。

七

(イ) 同種事業の他の会社における償還レートと同じ水準にあるか又はこれを超過していること。

利益配当は従業員にとり収益性何にかつている。従つて利潤の配当は決して償還の一部でないことを充分徹底させることが必要である。

(ロ) 企業収益が安定していること。

即ち事業の活動に季節的な消長のない部門及び永年に亘り収益状態が安定しているところでは成功的である。

(ハ) 小企業に有望である。

本制度は小企業において能率の増進と無駄排除に役立っている。即ち大量生産株式の大企業では機械のスปีドが主として生産量を決定するが小企業では個人の創意と手腕によるところが大きいからである。

(四) 利潤分配制度の事例

(一) 現在米国では全従業員に対し利潤分配制度を採用している会社が七十あり、又

増資或ひは幹部だけの利潤分配計画を行つてゐる会社が同じく七十ある。

(二) オハイオ州シンシナチイのナヒクダ・アランド・ゼマンナル石炭会社

(イ) 本会社は全従業員に対し分配制度を八八年に採用した。その方法はポトナス式で金額は従業員の勤続年数によつて差別をつけている。

(ロ) 被雇傭者(年収二千帯まで)は償還の五%を大年間積立てれば会社の普通株の購入に当てられる。(年収三千帯の収入の者は一年間つとめればその資格があらへられる)

(ハ) ポトナスの支拂はこの方法に参加している年数により、即ち一年から二年迄は五%、十五年以上一五%が普通である。

現在迄の分配金額は千三百万帯に達する。

(三) イーストマン・コダック会社

(イ) 本会社は一九一二年以来株式配当と併行して償還配当制を採用している。

(ロ) これは普通株一株につき三帯五十仙以上の配当をするときその超過配当額一帯

につき従業員に対し過去五ヶ年間の賃銀受取額の〇・五%の金額を支拂ふものである。

(八) 入社以来六ヶ月以上の者はこの恩恵に浴し、一九三七年の規則に於れば勤続五ヶ年の者は勤続五週間の賃銀にあたる金額を支給された。

(三) 一九四六年十一月には一九四五年の最高記録を約二百万帯上まわる八百五十万帯の新記録に達した。

(ホ) 一九一二年以来今日迄の繰越当金は七千五百万帯に達している。今年も五ヶ年勤続者には賃銀約四・五週間の分が配当されるだらう。

(ハ) 本社はこの副産によつて成績優秀な従業員の退社を防ぐのに成功し、一ヶ年間の稼働率が一般労働者では四〇%であるに對して僅かに八%に過ぎない。

(四) カイザー・ブレーザー自動車会社

(イ) 製造自動車一台につき五帯を従業員に対する賞与として基金中に繰入れ、毎年一ヶ月間に有資格者に交付することになっている。

四の取

(ロ) この制度は正確にはプロフィット・シェアリングの一創とはみなし難いが労働報酬の一つの型を示している。

(五) 社会保全施策の要求

(イ) 鋼鉄、自動車、アルミ、電気、その他C、I、O系の諸組合は雇主に對して社会保全施策を拡充することを要求しようとしている。

(ロ) 自動車製造業労働組合は雇主に賃銀の三%に相当する賞附を行はしめ、これを積立て、傷病者に賃銀の半額を下らない手当を一ヶ年間年元ようとしている。またこの積立金で医療費、停年工費(停年満六十五才)に退職恩給、生食保障費及び遺族保障費を支拂わんとしている。

(ハ) 鋼鉄業労働組合はこのほか賃銀の年額保証を要求している。

(ニ) ジョーン・ルイスは保険厚生基金として出炭トン当り五仙の積立金を炭坑業者に支拂はしめることにした。

(ホ) 鉄道従業員は鉄道従業員退職法によつて傷害、失職、停年及び遺族保障について

て会社に保証させている。

(ハ) 官吏は以前より疾病手当や恩給をうけている。

(D) 七すむ

(一) 以上にみるように既に米國において労働調整及び経営の合理化の立場から労働者も企業経営に参画せしめ、経営者による独裁を排し、企業の運営に労働者の意向を尊重させんとする制度が採用されておつた。

(二) 然るに第二次大戦後世界における社会主義的勢力の相頭に伴ひ資本主義的独裁による経営方法の更正が必要となり、米國においてもジョン・ストンの新資本主義—従業員

の経営参加—の提唱となつて現はれた。
(三) かくて今後は所謂分配の不均衡是正及び生産能率の向上の策から企業における経営の民主化は必至とならうとしている。殊に欧米諸國における産業復興のための経営民主化の大勢は米國にも影響するところが大きいであらう。

(資料) 経済新誌(三二五) 日米通信三二二三五、時經三二六、三二五、三三一、三三三

外

(その二) 米國最近の労働事情

(A) 労働組合の動向

(一) 労働組合の発展

(一) 米國において労働保障の増進をなすものはワグナー法、正しくは全国労働関係法で、これは一九三五年ルーズベルト大統領のニューディール政策の一環として成立した。この結果労働者の団結権と団体交渉権が認められ、実行機関として全国労働関係保障が設立され、労働者の組織化が育成された。

(二) 資本労働者の組織化されるにつれ組合員数は急速に発展した。

A・F・L 系組織労働者は一九三八年三六二万から一九四一年四七五万、一九四四年六五六万と増加し、C・I・O は一九三八年三七〇万から一九四一年約五〇〇万、一九四四年約六〇〇万に達した。その他の組合員を合めると現在の被雇者数三、四〇〇万の四八分が組合に加入している。さらに最近には統一労働戦線確立のため両組合の統合を提議する機運に至つてゐる。(共同外信二・一)

(三) 組合はその実力が強化するに依り、労働者の地位の向上を図り、その戦術も暴力闘争方法は撤退し、雇傭主との商談折衝、政府との合議闘争、最後には整然たる罷業といった形に変わってきた。罷業の場合でも組合員の一般投票に向ひ、予告期間を設けている。一旦ストに入れば事実上一産業部門の機能を停止し、さらに国民経済全体の運行に影響を及ぼす強圧を加える場合と少なくない。

(二) 最近の罷業の性格

(一) 戦時中の罷業抑圧に対する反動であるように一時に爆発し、終戦以来の罷業はその発生回数及び規模とに増大した。原因は

(イ) 就業時間の短縮による賃銀の低下を基本給の引上げによつて補ひんとする意図が明かである。

(ロ) 生計費の昂騰に基因すること。

(ニ) 直接の政治的意図はみられない。しかし、企業利潤、ことにその増加分についてはその相当部分を賃銀引上の形で強く要求している。

五
り
火

(三) 賃銀引上げ主張の根拠―所謂「ネーサン報告」

C. I. O 系有力組合をもつ製鋼、自動車工業の三労働組合は、終戦後一九四六年十一月の全国炭坑労働組合の第二次賃銀引上げ要求をきっかけに、第三次賃銀引上げ要求がやうやく強くなった。C. I. O ではこれに備へネーサン(まえには戦時動員再転換局長代理、いまはネーサン統計会社社長)、「一九四七年度の全国賃銀政策に関する報告」を採用発表した。同報告は、事業家が一九三六―三九年の利潤率を維持するつもりなら(註)、価値を引上げずに賃銀を二一%乃至二五%引上げうる余力があると認めた。要旨は次の通りである。(日米、二・五、二・六)

(註) 一九三六―三九年の四ヶ年平均利潤率を基準としたのは、昨年二月トルーマン大統領が物価値銀に関する新政策として、一九四一年一月以降四五年九月までの生計費騰貴率を三三%であるとし、この範囲内の賃銀引上げを容認し、同時に価格の引上げは一九三六―三九年の四ヶ年平均利潤率を越えない範囲内で容認されたことによる。

(五) 一九四四年以来賃銀労働者及び給料生活者の収入は左の二つの理由により低下した。
左。

(一) 特別外賃銀の減少。収入の多い職業への労働者の移行による賃銀手取額の減少。

(二) 物価の騰貴。

この間に企業利潤は約五〇％、農民の所得は消費を差引き約四〇％であり、増えた。
(三) 勤労者の所得の買値的低下と企業利潤の暴落は及び四三つの危政を伴ふ。

(四) 大衆生活水準の引下げ。

(五) 大衆消費力の萎縮と購買力の縮在とは経済の長期暴落を危殆に瀕せしめる。

(六) 少数者への富。権力の集中により、米国の民主主義の社会的政治的健全さが脅かされる。

要つてこの由は暴言論者の弁上りなまきりして賃銀引上げをすることにまつて是正すべし。此はならぬといふのである。

五の六

(B) 労働攻勢に対する事業家の態度

米國労働者は

(イ) 物価騰貴率は一九四六年一〇月まで一年間、所得の増加率より三・八％大きいこと。

(ロ) 神の購買力は一九四一年一月の一番が一九四六年十月の〇・六九％にしか当らないこと。

(ハ) 労働者の実賃所得が低下したことを

を發表した(時評一一・二七)。

これに対し、事業家側の意図はこの意図を認めようとせず、労働組合に認められた権能を削奪し、資本家側の優越な地位を回復しようとしている。

(一) 賃銀引上げに対する反駁

(一) 賃 引上げ要求の基礎として、収入と生計費指数とを比較するのは不当である。

その理由は次の通り。

(イ) 物価高、賃銀引上、生産業高螺旋状の上昇が消費者のホイコット運動を激成し

深刻な不況をきたした一九三一年を想起しむけ取返さない。

(四) 消費者のホイコツトは生産の減少と失業の増大あるのみは労働期間の短縮と手取賃金の減少を招来する。

(五) つまり、労働者の生活は完全雇用の達成により急激に向上する。賃金引上げは従らば消費者の抵抗と経済の不況とを惹き起すに過ぎない。

(三) また前記、ネーション報告を以て反駁した。

(イ) 一九四六年労働・田半期の賃銀給料支拂總額は一九四四年に比べて僅かに二% また戦時中の最高水準である一九四五年第一・四半期に比べると五%だけ低いといはれ、戦前(一九三九年)と比べれば二倍半に上っている。この反面、消費者価格指数は一九四六年十月には一九四四年より一八%高、一九三九年平均より四九%高に過ぎない。まなほち消費者価格指数の上昇方は賃銀支拂總額の増加割合の約三分の一にすぎない。

(ロ) ネーション報告は全事業会社の純利潤の数字を以て極大の会社に於てはめようと

六. の 出

するもので、非現実的である。

(ハ) 利潤測定基準を一九三三―三五年に比ぶのは不適当である。この当時事業界は不況期にあり、各社とも資金の蓄積ができたばかりでなく、蓄積資金を喰ひ潰してゐる会社もあつたほどである。まして一九四七年の利潤を予想できるものが一体どこにあるか。

(三) 事業主側からの反響の組織化(ワカナイ法)への反響

労働攻勢が熾烈となるにつれ、事業主側の反響もまた議会側と提携し組織化となつた。

(イ) 全米製造業者協会は収の三労働立法の廃止を要求した。

(ロ) 団体協約を規定するワカナイ法、(ハ) 週四十時間労働制を確立した賃銀時間

法、(ニ) 労働争議停止命令を裁断権を置いて出すことと禁ずるノリス、ワカナイ法、イナ法。

(四) 一部では物価と賃金の現状を維持するため、一九四七年中は賃金引上げのモラ

トリウムを発行し、この間に労賃関係の調整を図るべきであると主張するに至つてゐる。(共同外信二二五)

しかし労働攻勢に対する態度は必ずしも政府、議会側の主張と一致するものではない。一般に労賃関係の問題とこれを経営者側と労働者側との直接交渉によつて解決したいというのが強い根本的な意向である。殊に労働関係調整を通じて政府が産業に干渉するおそれのあることには極力反対してゐる。例へば、労働関係を通じての統制強化、産業国有に導くおそれある政府干渉に対して。

(c) 労働攻勢に対する政府及び議会の態度——ニユーテール政策からの脱離

政府及び議会は、もとにニユーテール時代から採用されてきた労働政策を著しく転換する方向をとつてゐる。

(一) 政府側——トルーマンの年頭教書

トルーマン大統領は、本年一月大目の一報教書の、かて次のような趣旨で産業争議に対する方針を明かにし、これに必要な立法を要請した。(時経一・九)

次の外

(一) 紛争を解決するための政府の採る方針を明確にするため、総合政府機関を設立する

政府側たの順序に従つて紛争の解決に当る。

(イ) 政府干渉

(ロ) 任意調停

(ハ) 強制措置

(二) 社会立法計画の拡大

労働者の生活不安の原因を軽減するため、既存の社会立法計画を拡大する。

(三) 労賃関係を全面的に調査するため臨時合同委員会を任命する。

委員会はつぎのような構成とする。

(イ) 議会の選任する上下両院、民主、共和両院議員合計十二人

(ロ) 大統領の任命する労働界、産業界及び公衆代表合計八人

委員会のおもな任務はつぎの諸項目について調査、勧告するにある。

(イ) 公益に影響ある重要産業部門の全国的ストライキに際して生ずる特殊な問題。

委員会は特にアメリカ国民の全般的民主的自由を脅かさないように紛争の解決あるいは防止方法を探求せねばならない。

(四) 団体交渉を行う最良の方法および手続。

(五) 労資紛争の根本的原因。

(六) 権利の乱用 正当でない慣行を防止するための次ぎの事項について立法準備をす

(イ) 組合間の競争的ないな罷業の禁止

(ロ) 不正な目的をもつ副次的なボイコットの禁止

(ハ) 労働者側あるいは企業者が経済権力と行使して契約の締結を強行するようを行物の改正。

このように政府自らニコーテイル以来の福利主義を排除し、労働取締強化策をとるに至った。このことには共産党を守勢の立場におこうとする政治的な含みをもつとも見られてゐる。それにしてと著しい転換といはざるをえない。

七の 水

(一) 議会制—共産党の労働勢力抑制意向

議会の預算的地位についた共産党は産業界に替果を持ち、保守的な傾向強く、産業界の意向を率直に議会に反映させると考へられる。共産党の主流は労働取締強化策を提唱し、これにはまた産業界の利益と一致する。南ち

(二) 労働組合の法律上の特権を廢除あるいは著しく制限し、また公共の利益の防禦と大衆の自由の擁護の名において組合運動を強化せしめようとしてゐる。

(三) 右の調査より次ぎの法案の提出を待ち。 (共同外信一三二二)

(四) 全国労働関係法の廢止

新労働立法の板幹を、罷業の漸圧に置く、すなはちまず、罷業發生のおそれある場合、労働者及び経営者の双方が調停者を選出し、これの判決に従ふ。公益企業その他重要産業の操業を停止するおそれある罷業には強制調停に付す。これらのはきは政府の要請と一致する。

(五) その他の法案の要旨

- (a) 總張り争ひ的罷業から法律上の保護を奪う。
- (b) 労働者側にも契約職業に伴う損害についての責任を負わせる。
- (c) 反トラスト法により労働組合をも処罰できる。
- (d) 自由な米国人が各自の好きな職場で働き得る権利を保護するため、クロース・ド・シヨツプ。制に法律上の与えられていた保護を奪う。
- e 政治的目的に組合の費用を使用することを不法とし、組合に対して会計報告の義務を負わせる。
- f 従業員が政府に対してスト行動に出た場合は労働の特権を停止する。

(D) フルツキンク研究所発表の労働政策

米國で有力な調査研究機關フルツキンク研究所は米國の労働政策に關しつぎのような結論を発表した。(日米、二二二六)

これは公正な立場に立つた政策といわれるが、多分に労働組合運動の弱体化を意圖すると思ふけられる。

七の

- (一) 労働紛争には政府が干渉せず其の団体契約を實現すること。
- (二) 全産業に亘る契約を禁止し、全産業に亘る契約を實現しようとする故同行協を反トラスト法違反とすること。
- (三) 強制調停は政府があらゆる雇傭條件を決定し、遂には、この結果、産業の全分野を統制するに至る故、実施してはならない。
- (四) 連邦の労働関係法律を改正し、雇傭主や、組合非加入の労働者達の権利を、組織労働者のそれと同様に保証すること。
- (五) クロースド・シヨツプを不法とすること。
- (六) 同種罷業、組合の替離争い(總張り争い)の罷業は、直接、雇傭主が解決できるところでないからこれを禁止する。
- (七) 二次的ボイコツトは疑問なる第三者に直接的損害を与えるから禁止すること。
- (八) 団体契約は雇傭主にのみ要求するべきでなく、雇傭主と被雇傭者の双方に要求するべきである。

(ウ) 米國調停事務局 (U.S.C.S.) を労働省から分離し、独立の機関とすべきこと。
 (ヤ) 全国労働関係局が検査と判事の二通りの役割を果すのを廢し、その現在の定員三名を七名乃至九名に増加し、司法機関とすること。

紛争は一名の担当官により審理された上、全員會議に報告し、事件の処理を迅速化するこゝと。

審理に當つて司法手續における通常の立証規定が適用され、當該は司法省の別個の機關が行ふこと。

新しい労働関係局は、法律に違反して損害を与えたものに、賠償を命ずる権能を有し、これは経営者、被雇傭者の双方に適用すること。

もし、組合が法律に違反して故同行爲をとつた場合、雇傭主に対して損害を賠償すべきである。これは現在雇傭主が被雇傭者連の団結権に干渉したため生じた損害を被雇傭者に賠償せねばならぬと同様である。

ハの内

(E) むすび

全般に労働組合を統る政府議會、財界の動向は、程度之差こそあれ、ほぼ政策の転換を指図する。こうした状態を反映して政府及び議會は本年度の重要政策の一環として、反労働立法を強化することは収至である。米國の労働界は未曽有の試練に直面している。これにより、過去十五年前に亘り著しく躍進した労働組合運動は一時後退を余儀なくさるやう、しかし、この反面、組合内部の団結強固、新たな発展への動機を与える。これは大の事實が示唆している。

(一) 一九四六年十一月総同盟会長クリーソンの統一労働戦線確立の提案に、産別組合長マレーが本年一月賛意を表し、両組合とと組合の異体案について準備を進めている(共同外信二一)。このことは明かに、労働組合の目標が特定同業者の利益保護から全労働階級の社会的進歩向上の擁護に転換してゐることを物語る。

(二) このような労働戦線統一の傾向は、労働組合が同一産業に属する全ての労働者を、その職種如何を問はず、單一組合に結集しようとする世界的動向にも合致する。米國

の労働階級はヨーロッパ諸国に比してはるか豊かな生活を享有し、急進的なことを好まないといはれてきたが、右に述べた新しい傾向は、異にその反証とならうといっている。

とどろけ伝説的に社会主義的傾向を極度に蒙る共産党は、一九三九年以来極めて職会に指導権を獲得し、ここに同盟がいかにも米国の自由企業制度を階級するかは興味深い問題である。

ハカカ

〔第二〕 英 国

(その一) 一九四六年の貿易概況と今後の貿易政策

(A) 一九四六年の貿易概況(調整一・二五・二二〇)

(一) 輸出入総額

(1) 一九四六年の輸出入貿易量は、七月、当分の目標である一九三八年平均月額に達し、昨年三月クリップス大商相が述べた英国の輸出は年末には戦前の水準に回復するであろうとの見透は大体実現した。その推移は順調である。

一	日	戦前の	%
第一、四半期		八四・〇	
第二、四半期		九七・六	
第三、四半期		一〇三・七	
十	月	一一七・〇	

(2) 一九四六年の輸出入額はつぎの通りである。

(単位百万磅)

区 分	一九三八年		一九四六年		三八年対四六年比(%)
	輸 出 純 額	輸 入 純 額	輸 出 純 額	輸 入 純 額	
差引輸入超過額		九二〇	一二六八	一四一・一	
内 再輸出額		四四九	三八六	八六・〇	
差引輸入超過額			五〇		
差引輸入超過額			三三六		

(二) 輸出入貿易額の変化

右の輸出純額は一九三八年の一九三・六%で、一九四四年(二億六千五百万磅)は同じく五六・三%、一九四五年(三億七千三百万磅)は同じく八三・五%であった。従つて一九四六年は物価騰貴を考慮しても大体順調に回復している。

一九四六年の輸出入貿易の構成を一九三八年と比較すれば石炭の輸出が目立つて減少し、突進品では機械、車輛特に自動車、輸出入が激増した。輸入では直接消費財商品の輸入

九の 内

が目立つが、産業再建に必要な原料、機械の輸出は著しく遅れて憂慮されている。

(一) 主要原料品

石炭は一九三八年に輸出純額の一二%を占めたが、一九四六年には四%弱に減少した。鉄及び鉄鋼は大体一九三八年當時に回復し、アルミニウム及び同製品並びに真鍮銅及びそれら製品は激増した。

(二) 光製品

一九三八年には輸出純額の七七・六%であったが一九四六年には八六・三%に増加した。なかでも機械及び車輛類は輸出純額の四分の一を占め、特に自動車の輸出純額は一九三八年の二・五倍に増した。

(三) 輸入の減退

輸入は予想より著しく減少した。韓国からの輸入は主として食糧、フィルム、その他直接消費財の商品であった。工業原料及び特別機械の輸入は対米借款によつて促進される筈であったが、遅延し、輸出産業及び一般的再転換を遅らせた。

(B) 戦後通貨の国際收支

(一) 一九四七年度の見直し

(二) 右のように英国の一九四六年度の対外貿易は大体順調に推移した。入超は当初の予想の半ばに止つた。しかし、貿易外収入は激減し、これに相対して今後輸入の増加が予想されるので国際收支の支拂超過は当分継続するであろう。英国政府は二月廿一日の第三回経済白書で、一九四七年の輸入を一九三八年の八〇乃至八五%に増加せしめる計画であり(一九四六年は同じく七〇%であつた)、一九四七年の国際收支を過ぎのようには予定すると発表した。(時電三三、四)

(イ) 受取勘差

一、二七、四百万磅

輸 出

一、二〇、〇

貿易外収入

七、四

(ロ) 支拂勘差

一、六〇、五

輸 入

一、四五、〇

元の外

政府海外支拂

一七五百万磅

(ハ) 差引支拂超過

三五、一

(ニ) エコノミスト誌による貿易外収入の予想

エコノミスト誌は戦後の貿易外収入について、つぎのように予想している。(単位百万磅)

区 分	一九三七年	一九三八年	戦 後
投 資 収 入	一一〇	二〇〇	一〇〇
海 運 収 入	一三〇	一〇〇	七五
利子及び手数料	四〇	三五	二五
そ の 他	一〇	—	二〇
計	三九〇	三三五	二二〇

(三) 貿易所は予想以上に改善したが、輸入資金の莫大の困難に直面した。これは特
 其の他硬貨国 (Countries of hard currencies) からの入超が増えたことは基因する。

既に発表された一九四六年一月—九月についてみれば入超額二億八千三百万磅であるが、破債領域に対する入超は三億三千七百万磅でそのうち弗領域に対する入超は約三億五千万磅に達する。一九四六年全年ではこれら破債領域に対する入超は恐らく四億五千万磅に達するであろうと推察される。(時経三二二)

英國の国別貿易額

(單位百万磅、出超)

区 分	一九三八年		一九四六年一月—九月	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
一 弗 領 域	二二一・六	五三・六	一七八・〇	三五九・三
米 国	一一七・六	二〇・四	九七・二	一六一・八
カ ナ ダ	九七・二	二二・八	五九・四	一三九・七
印 度、中 米	三四・八	一〇・四	二四・二	五七・八
二 其の他破債領域	七〇・四	三六・二	三四・二	一一四・六
瑞 典、瑞 西	三二・〇	一七・〇	一五・〇	六一・九
計	四七〇・六	一四七・四	四四八・八	九二五・八

アルゼンチン	三八・四	一九・二	一九・二	五二・七	一四・三	三八・四
三 破 債 領 域	三〇・三・六	二一八・四	八五・二	三三二・二	三三〇・五	七
濠洲、新西蘭	一三〇・八	五八・〇	六二・八	一〇七・一	六〇・〇	四七・一
印 度、西 里	七九・六	四八・〇	三一・六	八八・四	九六・二	七・八
ア フ リ カ	六三・二	七三・六	一〇・四	九〇・六	一一八・一	二七・五
そ の 他	四〇・〇	三八・八	一一・二	三五・一	四六・二	一七・一
破 債 領 域	三一三・六	一六三・二	一五一・四	一三〇・七	一八五・八	五五・一
五 統 計	九一九・二	四七〇・四	四四八・八	九二五・八	六四三・一	二八二・七

(三) 米國その他諸國における物価の騰貴は英國の對外貿易を不利ならしめたのみでなく、米國よりのクレジットの購買力を約三三%減殺したといわれる。従つてグリツプス、商相と指摘するようには、破債國に対する貿易戻が近い將來に改善されない限り、米國及びカナダからのクレジットと矛盾の一九五〇年を待たず、一九四八年中に消費し盡くされてこまうであらう。(時経三二二、三二六、三二一)

(C) 今後の貿易政策 (時経三二二・三三〇・三三四)

三六

(一) 以上のように硬貨国からの輸入超過が着増したことは米幣乃至硬貨の不足を来し、幾つて硬貨国との取引を調整することは喫緊の要請となつた。

(二) クリフ・ス商相と昨年十一月工業連盟輸出会議で貿易政策を明かにしたが、その主なる事は

(一) 差製品、殊に漸度加工品の輸出を振興し

(二) 輸出総額を増加し、輸入額との均衡を取戻すこととし、輸出仕向地を選択し、硬貨国への輸出を増加して硬貨の獲得を図る

ことにある。すなわち、目標とする戦前の一七五%の輸出を達成することとし硬貨国からの輸入を確保するために硬貨を獲得することは美国貿易政策の二大要旨となつてゐる。

その(二) 最近の印度における銀問題

(A) 銀の国際取引

最近ニューヨーク及びロンドンにおける銀塊相場は印度を越る銀の国際取引とこれに對照して採られた印度の金銀輸入禁止措置によつて極めて大幅に変動した。

(一) 銀の国際的操作 (時経三三)

(一) 印度では銀に対する需要が旺盛となり、その銀相場は世界市場ニューヨークに比し約四%高となつた。従つてルービー債から銀に乗り替へる傾向がほじた。

(二) 英國は印度に対し多額の債務を負つており、且つ米英金融政策によつて確債務を七割までに整理しなければならぬので、銀の対印供給をむしろ希望している。

(三) しかし印度と英國とが替統制のためニューヨークで銀を買付けることができない。これらの事情を利用してベルギーその他歐洲大陸諸国の業者はロンドン銀塊相場を介しニューヨークで銀を買付け、これを印度で賣却して多額の利潤を得ている。

(B) 銀の国際取引における各国の得失。

三七

印度 (時評三二、二二)

銀の國際取引によつて英債権が幾分か返済されるが、相場の高きだけ積蓄することとなる。

英國 (時評三二、二五)

(一) 当初英國當局は單に印度の磅殘高の一部を歐洲大陸の磅殘高に移すだけで、しかも次のような利益があるを窺視していた。

(イ) 英國の對印戰時債務を部分的に返済し得ること。

(ロ) 歐洲大陸諸國にその必要な磅を供給し得ること。

(ハ) 磅をより多量に写すのとなし得ること。

(ニ) 英國は相當の利益を收め得ること。

(三) しかしロイター通信經濟部長シドニー・ギヤンベルは次のような不利益を伴うと指摘している。

(イ) 印度の封鎖磅が歐洲大陸諸國の自出磅に取換されること。

一の頃

(ロ) 歐洲大陸諸國に磅を安く与へることとなり、磅価値を低落せしめること。現在

の操作によつてベルギーその他の歐洲大陸諸國は一磅 \parallel 約三弗で入手しているこ

ととなる。印度の銀行家の意見によると、印度から多額の磅支拂を受けた英帝國

以外の相場師は、その趣の必要通貨を入手するために、磅を割引いて売却してし

まつたであらうといふことである。

(ハ) 若しこの操作が拡大すれば英國の貨幣統制は破壊される惧れがある。

(三) ベルギーその他

ベルギーその他はこの操作によつて對英輸入に必要な資金を安く調達することが出来る。

二 印度の金銀輸入禁止措置 (時評三二、二五)

印度政府は金銀の國際的兌換取引によつて印度に売物が殺到して印度經濟に苛政を与え、又、印度將來の産業發展に極めて必要とされる磅準備が漸次流出するに至つた(印度準備銀行一商官談)ので、金銀地金の輸入を禁止する措置を採つた。

(D) ニューヨーク及びロンドン市場における銀塊相場の変動

(一) 右のような外面筋の悪影響により最近のニューヨーク市場の相場は暴騰の一途を辿つた。二月廿四日の出来高四十万オンスの半分はロンドンからの需要であつたといはれる。しかし三月七日印度の金銀地金輸入禁止の消息を入れて相場は急落し、ニューヨーク業界筋は一九二〇年以來最も激しい急落であるといつてゐる。(時経ニ三六、三一四)

(二) 最近のニューヨーク及びロンドン市場における相場の変動は次の通りである。

日	ニューヨーク銀塊相場	ロンドン銀塊相場
二月二十一日	七〇・四分ノ三	
二十四日	七三・四分ノ三	
二十六日	七五・四分ノ三	
二十七日	七八・四分ノ一	
三月一日	八〇・四分ノ一	四七・二分ノ一

日	ニューヨーク銀塊相場	ロンドン銀塊相場
三月三日	八一・四分ノ一	四八・三分ノ一
四日	八二・四分ノ一	四九
五日	八四・四分ノ三	五〇
六日	八六・四分ノ一	五二
十日	八三・四分ノ三	五三
十一日	七八	四七・四分ノ一
十二日	七七	
十三日	七五・四分ノ三	四六・二分ノ一
十四日	七五・二分ノ一	
十七日	七四・二分ノ一	四六
十八日	七〇・八分ノ七	四五・二分ノ一

四二
 (三) ボンベイ相場は銀塊未着のため大体保合つていられるが、印度の大地金取引業者アリ・モハメッド・メツクリイは統制されていない現物価格は結算期節が終り現在投到している金銀需要が終絶するまでの少くとも今後二ヶ月間は騰貴を続けるであろうと述べている。(時評三三三、一五)

〔第三〕 歐洲

(一) (その一) フランスの第一次物価切下げ措置と経済情勢

(A) 序

- (一) フランスは生産が戦前水準に達したにもかかわらず、なほインフレーション的悪循環に陥つてしまつてゐる
- (二) この悪循環をたちきりフランス経済を正常な軌道に戻さうとする強かな措置が本年初頭パルム前首相によつて断行された
- (三) この措置はフランス國民に、心理的衝撃を与へることによつて一応の成功をおさめ、パルム首相は國民的英雄として支持された
- (四) ついでラマディエ首相はパルム案に従ひ三月一日第二次物価切下げ措置を断行した、この案の詳細はまだ不明であるが大體次のようにパルム氏の第一次切下げに比し弾力性がある、すなわち
 - (イ) 自由製品に入る工業製品は一九二六年の最終価格を標準として段階を設けて十%

値下りする

(2) 自由価格になつてゐる食糧穀品については、消費者の負担を考慮して新価格を定め得る権利を政府に与へる

(3) しかし、このラマゴ工首相の措置は、ブルム措置と同様な効果を期待することは

疑問がある

(B) 価格調整実施の條件の相異 (アサレエエーヌモハ)

一、既にブルムの「心理的衝撃」の効果がやゝ消えかゝつてゐる

二、小売価格はブルム政策によつて停止してゐるが、卸売価格は止つてゐる

三、金及び外國為替相場は再び騰貴の気配をみせてゐる

四、要するにブルム政策はデフレの弊をきつた点に意義がありこれを覆付ける基本政

策がなければ永続性のないものであった。しかもにその後之ヶ月間有効な政策を政

府は思つた。

二 政治的條件の悪化

内

一、ブルム内閣は商農がすべて社会党であつた

二、現ラマゴ内閣は連立内閣のためあらゆる施策の美点について補助性があり

三、軟弱よりの支持の消極化と同時に進力を失く

四、第一次値下げ当時、価格は一般に工業者、商業者にとりまだ十分なマージンがあ

つた。今度は一部を除いてマージンが少なくなつてゐると信じられ置かれた。これは

五、ブルム政策を商工業者は相當に支持する態度であつたが、今次の場合商工業者は

懐疑的である

四 労働政策の積極化

一、ブルムは賃上げ斗争をよく抑へ、その政策の安定性に対する期待を一切つないだ

二、現内閣は葛文及び總同盟の斗争に道徳的、これにひきつらぬその賃増値と斗争を

認めざるをえなくなつてゐる

三、その上総同盟は更に賃増斗争の態度を明かにしてゐる。これは循環的に政策の不

安定性を増大してゐる

4 個別的協議は政府と協同盟の妥協を提議している。これは政府への期待薄に拍車
を付けている

五 要するにラマディエ内閣は次の三つの方面から板ばさみに悩んでいる

1 賃銀給料生活者は物価引下げ効果に満足せずそのと将来の見通しも不確しきない
と云ふところから政府の施策に對する積極的支持の立場が動搖している

2 本施策を貫徹する為には財政に極度の支拂の立場が動搖して出さなければならぬが
このデフレ政策をビツコにしている

(C) 賃銀問題 (前頁一、二、三、四、五、)

1 フランスは賃銀問題についてがい懸念をもつていゝすなわち生産の増加、特に
農産物増加がようやく物価の安定をもたらしかけた。昨年七月前後に賃銀の一般増額
(二五%)を行つたため安定しかけた物価は再び急騰したのである
2 しかし今にして物価はその極限を越え約五〇%騰貴した

3 かゝる困難な賃銀、物価問題を解決を一つの目標として本年一月早々アルメ内閣は
物価の五%の率引下げ措置を断行したのであるとて一方労働者側の賃銀引上げ要
求に對しては強硬なこれと拒否した

4 しかし今にしての物価切下げ措置の効果に満足せず且つ物価の前途に不安をいだく勞
働者側はラマディエ内閣成立直後、最低生活の保証を要求して交渉を始めることとなつ
たのである すなわち

- (1) 労働者協同盟は一ヶ月以内フランスの最低生活賃銀を要求し
- (2) 新聞印刷工は二五%の賃銀値上を要求するに至つた
- (3) これに對するラマディエ内閣の態度は最初次のようであつた
- (4) アルメ内閣案に含まれてゐた「六十日以内」に五%の物価引下げの見地は
絶対に必要な措置である
- (5) これが成功を期するためには物価と賃銀の急激な一たぐしとをなされるばならぬ

心 ところが最近水準の賃金は絶えず上昇を止めるが、それは前二回の物価低下並進後に決定した。

(四) これが物価低下の實現のための要領であること、毎月の賃金増上がある。

(五) かつ、三月まで工首指の應得額は、三月八日後のラバオ取送を定むようになり、その高たうかがい知るべきが出来る。

(六) フランスの物価指数は一九三九年を基準として毎年十一月は八五六であり、十二月は八五五であった。

(七) ところが、この水準を回復して、三月に手定さぬといふ事は、切下指が賃金を保証するに、この指数は最低下してフランスの購買力は物価の増上するに五五引上げを上廻るであろうことを言外に含ましているものである。

(八) かく、是れに火がついた賃金者の賃金引上げと、その火は前にも述べたが、

(九) 三月に手定さぬといふ事は、切下指が賃金を保証するに、この指数は最低下してフランスの購買力は物価の増上するに五五引上げを上廻るであろうことを言外に含ましているものである。

内二

消えることと主張する政府のいはば、理窟も頓見の討立はついに無業の勃発となつてあつた。

(1) 官公吏は三月十四日午後三時開始にわたつて元服をオトと取行して、フランスのあらゆる経済活動と止め、賃金をあげた。

(2) 新聞印刷工は十三日暮から罷業に入るに至つた。

(3) かつ、この情勢はついに政府をして賃金問題について議決せしめるに至つた。すなわち、官公吏に対しては七ヶフランに達しないものについて七ヶフランまで引上げする。

(4) 新聞印刷工については、次のように協定が成立し、三月十日より休業するに至つた。

(5) 一七%の賃金引上げを認める。

(6) 従来の月曜休州、一週六日制を改め、七日制無休州とする。

(7) このような賃金問題に関する政府の議決の態度が発表せられるや、フランスは急遽するに至つた。(時評二一九)

すなわちパリーの周市場に於けるフランスの村米需価値はアルムの第一回物下切下げを敢行した一月の最低需相場二百四十フランに比し十フラン高を示した

(9) 右のような困難な状態の下に第三回の物価切下げが実施せられた第一回のアルム切下げに比し、この需銀面よりの逼迫がその効果に多くの影響を与へたにはおかないであらう

D 國家財政 (時置 ミ、六 フォレモリスミハ)

一、フランスの本年度予算における赤字の総額は正確にわかみ得ないが、当初の予算に於ては

- (1) 六十六百億フランにのぼる通算予算だけでも不足額は千億フランに達し
- (2) これに臨時の事業費や復興費を含んだ臨時予算を加えると不足額は倍う大なものであつた
- (3) かゝる赤字予算はフランスの現下の努力を根本から崩かいたせるものであること

はいうまでもない

- (4) この赤字財政をいかに均償させるか問題は非常に困難である。これに因するファイツの歳相の見解は収々ようにあくまで財政均償を目指している
- (5) 復物需政策の側面保護のためには予算の平衡をはからねばならない
- (6) 目下各層から提出されてくる予算は明かに膨大な額にのぼつてゐるが、政府は公約通りの方針を堅持して、あくまで平衡のとれた予算案を近く国民議會に提出するつもりである
- (7) これは特別予算についても同様で市場で獲得し得る資源を超過しないように配慮する
- (8) 予算の約四十分は削減されるはずでこれは國家資源 財政の狀態が許すようにならざるまでは復増させる意志はない

E フランスの經濟危機

一、かくの如くフランスの経済危機は國家經濟の元フレが早く決定的な要をとりぬけり既に働き出ししているこの要素の攻取が再び資金を物価の悪循環を引き起さずいとは保証し難い

二、しからばこのフランス經濟の危機相の根源はどこにあるか、その性格は、その見逃しはどうかであろうか

(一) かゝるフランス經濟の不足がかなり根深いものであると云ふことは争うまいところであろう

(二) タイムスのパリ通信は次の通り論じている

イ、フランスに於ける經濟的混亂をフランスの政治的および社会的な変化過程があらうといふ

ロ、それ自体過去三十年間の經濟進化に根源を發するものである

三、經濟危機の社会的性格

(一) プリザヨ、ア階級の凋落

内三

イ、第三共和國の終末と共にフランスのいわゆるブルジョアはその威信も、自尊心も、自信も、豊かな伝統からの遺産も、その影響力も失つた

ロ、かくて、カルラがかつて政治の中にもつていた強い力は皆無となり、その代りの政治力がまだ本格的な形をとつて、ひたひたでない

(二) 中間階級の動搖

イ、中間階級は半勢に転じ、懐疑的に傾いている、しかもこの中間階級のフランス經濟における役割は依然として大きい

ロ、この点についてタイムスは、この中間階級が懐疑的となりその方針が不決定になるか或は反抗的になるかはフランス經濟の運行は到底うまくゆかないと論じている

ハ、かくて總同盟が四十八時間を承認し、いかに働いても中小商工業者の手で流通が阻害されるはどうかにもならない

ニ、この經濟政策に対する中間階級の一極のサボタージュ、ストックの騰退、売お

しのみ手一はちようど、鐵道輸料階級、賃鐵道上昇致に抗争するものとして社会的性質を帯びている

ホ この社会的性格は前述の双方からの攻撃の根底に横たわるものであり、この攻撃に対抗して全社会の振作に当るべき政治力が全政党的力を集めたものであるに、よからず甚だ弱いのである

四 要するにフランス経済の危機は相次ぐことが出来るであろう

イ 現在の経済不安はフランス経済社会の根底における変動と反映しているといへる。そして経済不安の中にどこか社会的不安がのぞいており、さらに政治的な急転から相俟される空気が濃い

ロ 従って経済政策として、いまは一切の急ぎ手段を許さぬ時下とし、こつこつとさばねばなるまい

外二

一 第四 東 亞

(その一) 台湾暴動事件と台湾の経済恢復計画

A 序

一 五十一年にわたる日本統治から中国領上に復帰した台湾にはある三月二十八日ま、つかけに暴動事件が発生した。三月三日には戒嚴令も解除された一時平靜をとり戻した。この後向もなく全島各地に住民の政治的色粉を帯びたデモが行はれ、八日夜省長暴徒は基隆、台北の國府、官衙、軍隊を襲撃しこれを契機に全島は再び混乱状態に陥り、十日午後六時全島に戒嚴令が布かれた。國府も事態を重大視し國府軍二個師と軍艦を派遣して治安維持に当らせ、台南籍國防部長を現地に特派する旨後処置に當つて、いる

二 資源委員会委員長陳昌照は三月二十一日台湾省参議会における報告で次の点を強調した

イ 台湾の経済建設は全国的の緊密な協会のもとになされるべきであること

ロ 台湾省民がこれまで各企業に投資していた株式資本は國際法規に違反しないか
ハ 民間投資でない若干の企業はあつても今後門戸を一徹に開放し、省民の企業参加を歓迎する方針であること 今次の暴動事件を反省してか国府が台湾省民の企業への参加を強調している点は注目し得る

五六

B 暴動事件の推約 (電報三二五、二七)

- 一 三月二十八日午後台湾専賣局警察隊が台湾の華僑法規違反の煙草密輸犯人を捜査のさい小紛争が起つた。これを契機に争争が急速に拡大し、激昂した民衆は店舗を破壊し、政府建築物に投擲し、台湾、福建、厦門以外の言葉で応答した者には即座に危害を加へた。翌三月一日もこの状態が続き二日には前部に波及した
- 二 三月一日夜、陳儀長官は省民の要求を全部承認する旨の放送をした。三日には戒嚴令が解除された。この間死傷者は最底二十名乃至最高四十名とまちまちに推定報道されている。四日には軍、国民党、民向の三者合同調査本員会が組織され事件の取に

内加

当ることになった

- 三 かくて一時暴動も鎮靜したようであつたが、六日陳儀將軍の放送後台湾各地は再び不穏な情勢に入つた。この指導者は日本及び海峽島から歸還した台湾人及び台湾大學生と云はれ、おりました。水がいちぢるしく政治的色粉を帯びて来た
- 四 八日、基隆台北の両市に再び戒嚴令が布かれ、九日、暴徒は台北放送局を占領し台湾省民に対し宣伝を開始し、全省は再び騒然たる有様となつた
- 五 台湾警備軍司令官は不法分子の斷乎取締を宣告し同時に軍隊は全省の交通、電信、放送の諸設備に出動してこれを管理下に入れ、十日午後六時全面に戒嚴令を施行した
- 六 蔣主席は國防部長白崇禧將軍、國民黨秘書長吳鐵城、前第八戰区司令官張超將軍を補佐として、またこの個師の軍隊を台湾に急派した。これと同時に陳儀將軍は二、三八事件処理委員会が公然反政府的暴動を企てたとの理由で解散を命じた。以後は漸次平靜に復している

C 暴動事件の原因 (電報三二七)

五七

一、台湾統治に対する不満

台湾住民は主として台湾土着民及び福建省出身者からなる。これに対し皇座から赴任した國民党米留吏の処遇が差別的であったとする点

二、台湾経済政策に対する不満

國府の商工業を独占的に統制したため、かつて裕福であった全島が衰亡したのを省民は不満に思つていた

三、煙草専賣違反者の扱束は、この台湾省民の長期に亘る忍従の最後の爆発点を形成した

これに加へて邊警署警員隊の癡癡事件が事態を悪化せしめた

四、以上を背景とする暴動は中国人官吏に対する台湾省民の反抗であつて、非台湾省民が中国人官吏と同一視されたまゝである。一即報連にあるような省民と非省民の対立が原因ではないようである

D、暴動事件の反響 (電報三、七)

一、上海の台湾省民公合は蔣主席にあつて、台北暴動事件の完全な調査を要望し、さうに

外四
外五

統治方針の即時改定と住民の自由な取扱を報告した

二、三日上海のチャイナ・プレス紙は次のように述べている。台湾問題を即刻処理しなければならぬ、台湾省民は完全な独立を要求し、その結果さうに新らしい暴動が生じ、数千人の無始の生命が失われることにならうと、

この問題に関し多数の中國紙は六ヶ月前政府に警告したがとりあげられなかった。今回

の暴動は昨年一月以来の統治の下では当然予想されたと結果である日本は遅え向なく省民を搾取したが、その維持した官僚制度はすくなくとも比較的正直で、能率的でかつ進歩的で、現在の統治よりよむしであつた

E、当局のとつた措置 (電報三、七共同三、一〇)

一、暴動発生以来陳儀長官は台湾省民代表との間に暴動鎮撫の協商を行つたことを求め

二、日軍官民合同による各地代表三十名からなる三、二八事件処理委員会を組織した

三、これに対し省民は次のような要求を提出した

1. 専断制度の禁止

2. 事件の激化に際起した警官予備隊の解散

3. 相政府秘書長に省長を任命する

4. 省長員の半数を台湾人より任命する

5. 非酒民は台湾省区に対する懲罰政策を完全に改める

1. これらの條件に陳儀將軍は同意をあたえていないといわれる

2. 九日に至り同委員会はさらに省政改革案を陳儀長官へ提出した

1. 省自治法を制定し、省政の最高規範とする

2. 六月までの縣市長の民選を実施するまた省、縣、市参議会も同時に改選する

3. 応急措置として省政行各廳長は陳儀長官が人選して処理委員会に提出し審議する

4. 各廳内の三分の二以上は台湾省に十年以上居住したるものたること

5. 警務局長、編警察官長には台湾省長を任命し、省警察大隊及び鉄道、工務警察は

廢止する

丙五、

6. 非武装の集會、結社の記許自由、言論、出版、罷業の自由

7. 一切の公営事業の主管者に台湾省長を任命する

8. 専ら省を廢止し、台湾省制の維持を實施する

9. 従来の省行政長官公署制を改め、省府政にする

この改革案が提出されるや、陳長官は委員会が反政府的暴動を企てたとし理由でこれに解散を命じた

丙 暴動に対する国府の裁量判断

1. 台湾暴動事件は民衆の不逞行為に対する官吏の無用心、一部官吏の不逞行為及び政府選考政策（専断）に対する省民の誤解等が一年に亘り累積した結果で、決して反政府的暴動の如きと國府は判断して、専断主義は最初國府が台湾問題の合理的解決のため寛大かつ和平的政策を採用するよう指令した

2. この判断は八日の暴動用案により期待と裏切られ、この暴動の背景に中央を含む一部

不法分子の煽動があるとするに至つて國府軍を増徴し、治安維持と陸軍將軍の施政を援助せしむるに至つた

三、なま、蔣主席は、十日、豫文記念週の演説に際しこの事情に言及し次のように述べた

一、在台湾軍政人員は中央派遣員の到着をよつて整理し、決して緩慢行動をとらぬようにと現地に嚴重した旨

二、台湾同胞が深く大義を明かにし紀律と威背し折衷に利用されることなく、日本人に受けることのないよう希望する旨

G. 台湾の工業建設の現状 (日通三、三九)

一、資源委員會委員張景惠は台湾の經濟建設が中国のそれと緊密に結合すべきものにあることと強調し、台湾の經濟回復出来るものとし、さらに、石油、アルミニウム、肥料、造船業はその水準をはるかに超えるはずであり、將來の台湾經濟建設は日本統

治時代に比し更に大規模のものとならうと語り、十項目にわたる事業の見通しについて次のように二十二日考議会を報告した

二、この報告の終りに、とくに、台湾住民が將來これらの企業に投資していた資本はそのまま認め、今後その民間からの投資を歓迎することを強調しており、今度の台湾暴動事件の要因をなした政府の企業独占に対する国民の不滿を解消せんとするやうな取組を講ずることが出来る

三、工業建設計画の内容

一、石油、修繕工事はすでに百分の九十の進展をみ、本年一月には、日産一万六千トンが可能である

二、銑、この事業の破壊は大きく復旧工業は困難である、第一期工作は年産鉛鐵八十トンを目標に本年十月完成の予定で、第二期工作は年産二万四千トンを期し、明年末に完成の予定である

大五

金、銅、第一期の計画は日産日敏砂三百トン、波瀾銅四十五トンを目標とし、
四ヶ月内に完成の見込みである

なま、鉛、銅、の両事業については、目下カナタとの間に資本と技術の導入につい
て協議中である

電力 接收当時の発電能力は四万二千キロワットであったが現在までに十八万三
千キロワットに達し、本年三月には二十万キロワットの目標に達する見込みである
本年度の計画はその完成によつて三十万キロワットに増加し得るはずである

砂糖 接收当時その生産は皆無であつたが修復につとめ、現在八万六千トンの甘
蜜糖が可能であり、三年後には百万トンの産出が實現されるはず

肥料 現在海産肥料は年産二十五千トン、窒素肥料は九千六百トンに達し、本年
度の生産は前者は四万二千トン、後者は一万二千トンの見込みである、最近行政院畜
産政務課との協力を得ることになり、明年度には三十万トン以上の生産量に到達す
る可能性がある

河下

ス、ソーダ ソーダ灰と塩酸を増産中で、将来日本ヨリの船舶修葺材を利用して積極的
に拡充をはかる予定である

セメント 現在高雄廠月産一万一千余トン、蘇澳廠で四千余トン合計一万六千
トンが産出され、目下これに必要な機器を請求、設備の拡充が進められており、竹
東廠（郵便鉄道を新設中）の完成すれば年産四百二十万トン（ドラム缶）の目標
が達成されることになる

製紙 接收当時、紙の生産は皆無であり、本年途中には日産用紙四十二トン、パ
ルプ三十五トンに達する予定である

機械、造船、基隆、高雄に工場があり接收後はゆずかに製糖機械の買をつくつ
ていたが現在これらの生産は漸増し、さらに 木船製造に拍車が増えられているが、
この方面の設備は満足すべきものではない 将来、日本からとり入れる諸機材も

大五

付 結 語

利用して大量の船舶修理も可能ならしめ、また、三、四千トン船舶製造を期している。

このたびの暴動事件の結果、台湾の物産は支那新軍事のため軍需品の生産品となつたと推測されてゐる。居民の民生には一時損害も多少した。將來にわたる台湾の国防軍の増強によれば中央政府の増強は居民の要求に適合する方針となり、現在の總督府側も省政府に求め經濟政策においても、教育においても過去の愚動態を一掃する方針があることが明らかとなり、今後台湾に於ける中央政府の施策は居民にとり有利とならう。一方政府としては内戦にそなへた兵力の一部とその裝備の一部も現在の内戦の戦果から見て、台湾に振り向けなければならぬことは一時的にせよ國防に役立つは、いたすである。

外
列

(2)の(3) アンプラの物産相対供給状況 (一) 經濟三(一五)

A. アンプラの子算不足と中國に對する影響

- 一、アンプラ半算が終了する本年六月末には、当初の子算より六千八百萬米幣の支前超過を来すことを最近発見された。この誤算の原因は南洋輸出費計算上の誤りと、最近戦後アンプラへ渡来したババルカン連合國(米、英、加)の軍需物資の価格について米英の意見が一致しないことに歸せられてゐる。
- 二、アンプラ本館がこの赤字を防ぐため米国内に於ける食糧以外の購入を奨励中止することに決定し、そのため赤字は食糧購入費の中、四百萬米幣が凍結されることになつた。
- 三、ルツクス半算改訂の說明によると右の凍結された四百萬米幣の購入額金の中三十五萬乃至三十四萬米幣は中國何物資の購入に割当てられるものゝあつた。
- 四、この結果中國は去るエ月の經濟危機に對処した緊急經濟対策の一要素となす。最近アンプラ中英委員会の承認を得たばかりの中國に對して供給される食糧以外のすべて物資を

棉花に替えんとする計画もあやふまれるに至つた

B. 中國政府の要請とアンラの受諾

一 中國政府はアンラの對華供給計画の残余の資金をもつて棉花を購入することを要請し
同時に中國政府はその棉花の民間への売却によつて得た資金をアンラの地の供給物資
の配給に要する費用として使用することに好意をも要求した

二 アンラ中央委員会は資金の活用すべき金額をもつて中國のために棉花を購入すること
を承認すると同時に極東評議会にアンラ出國局と合議の上棉花の燃料配給に成する規
定の適用を大頭岡の商標社と得る権限を与へた

三 その結果、中國政府は三月五日から大頭岡の間、中國に到着済および輸送途中にある
棉花を中國の紡織工場に売却することにより、約二千五百万米幣の現金を入手し得ること
になつた

C. 對華救濟物資供給設計圖の總額

内七

本年六月末に改定する、對華救濟物資供給設計圖の總額は五億五千五百万米幣に達する見
込であるが、同六月末までに実行された額は三千五百万米幣のみである

D. 對華棉花供給總額

五三、六二七、〇〇〇米幣

内 中國向け輸出額のもの

三七、七〇〇、〇〇〇米幣

米國の諸港で横込中のもの

四、五三三、〇〇〇米幣

計 四月及び五月中旬に輸出予定のもの

三、三九四、〇〇〇米幣

今般海運部承認額

五、〇〇〇、〇〇〇米幣

總計

五八、六二七、〇〇〇米幣

E. 對華棉花追加資金

在パルカン勸業興の備給が一億二千五百万米幣に決定すればアンラは對華棉花購入費として

直に五百万兩を支出せし得ることになつて居り、さらに他の財源から増徴金をと算せ無ゆる
と結句一千万兩の余裕を生ずることが期すべし居る

ノ。